

基安発0511第1号
平成23年5月11日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について

東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故に関し、福島県内の災害廃棄物の取扱いについて、平成23年5月2日に、別添のとおり3省連名の文書が示されたところである。

この考え方を踏まえて、福島県内で災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合の措置については、当面の間、下記のとおりとすることとしたので、各労働局において、関係事業場に対する指導等に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 福島県浜通り及び中通り地方のうち、避難区域（福島第一原発から20km以内の区域）及び計画的避難区域を除く地域において、放射性物質を含む可能性のあるがれき等の災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合には、平成23年4月22日付け基安発第0422第1号「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」によるほか、特に、別紙に示す対策を講じること。
- 2 避難区域及び計画的避難区域については、立ち入りを禁止又は立ち入りしないよう要請された区域であり、災害廃棄物を取り扱う業務は行われたいこと。

福島県浜通り及び中通り地方のうち、避難区域（福島第一原発から20km以内の区域）及び計画的避難区域を除く地域において、災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合の措置

- 1 事業者は、粉じんの吸入摂取を防止するため、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具を備え、これらを当該作業に従事する労働者に使用させること。
労働者は、当該作業に従事する間、当該保護具を使用すること。
- 2 事業者は、粉じんの吸入や経口摂取を防止するため、当該作業場所で労働者に喫煙、又は飲食させないこと。
また、作業に際しては、長袖、長ズボン、手袋等皮膚の露出を極力防ぐ服装を着用し、特に傷口等がある場合には、当該箇所を防護した上で当該作業を行わせること。
さらに、作業が終了した後は、作業着に付着した粉じんを良くはらい、手を良く洗わせること。
労働者は、当該作業場所で喫煙、又は飲食しないこと。
- 3 事業者は、当該作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、上記1及び2の確実な実施、粉じんの発生防止等安全衛生に留意した作業の方法等についての教育を実施すること。

福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて

平成 23 年 5 月 2 日
厚生労働省
経済産業省
環境省

福島県内の災害廃棄物の取扱いについては、当面、次の方針で進めることとする。

(1) 避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物については、当面の間、移動及び処分は行わない。

(2) 避難区域及び計画的避難区域以外の地域のうち、浜通り及び中通り地方にある災害廃棄物については、当面の間、仮置き場に集積しておき、処分は行わない。

処分については、災害廃棄物の汚染状況についての現地調査結果を踏まえ検討する。

(3) その他の地域にある災害廃棄物については、従前通り計画的に処分を行う。

「災害廃棄物」とは、津波又は地震により発生し、屋外に放置された廃棄物をいう。

(2) の災害廃棄物を取り扱う作業者については、粉じん等の吸入を防止するための措置等を講じる。

災害廃棄物の集積に当たっては、環境省等が仮置き場周辺における環境モニタリングを行い、立入制限や飛散防止等周辺への影響を可能な限り低減させる対策を講じる。

基安発0511第2号
平成23年5月11日

中央労働災害防止協会会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
林業・木材製造業労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
社団法人全国建設業協会会長
社団法人日本建設業団体連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について

労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故に関し、福島県内の災害廃棄物の取扱いについて、平成23年5月2日に、別添1のとおり3省連名の文書が示されたことを踏まえて、福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について、別添2のとおり、平成23年5月11日付け基安発0511第1号「福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について」を、都道府県労働局長あて発出したところです。

つきましては、同通知に示す福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について、貴協会会員各位に対し周知を図られたくお願いいたします。

福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて

平成 23 年 5 月 2 日
厚生労働省
経済産業省
環境省

福島県内の災害廃棄物の取扱いについては、当面、次の方針を進めることとする。

- (1) 避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物については、当面の間、移動及び処分は行わない。
- (2) 避難区域及び計画的避難区域以外の地域のうち、浜通り及び中通り地方にある災害廃棄物については、当面の間、仮置き場に集積しておき、処分は行わない。
処分については、災害廃棄物の汚染状況についての現地調査結果を踏まえ検討する。
- (3) その他の地域にある災害廃棄物については、従前通り計画的に処分を行う。

「災害廃棄物」とは、津波又は地震により発生し、屋外に放置された廃棄物をいう。

(2) の災害廃棄物を取り扱う作業者については、粉じん等の吸入を防止するための措置等を講じる。

災害廃棄物の集積に当たっては、環境省等が仮置き場周辺における環境モニタリングを行い、立入制限や飛散防止等周辺への影響を可能な限り低減させる対策を講じる。

別添 2

基安発 0511 第 1 号
平成 23 年 5 月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について

東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故に関し、福島県内の災害廃棄物の取扱いについて、平成 23 年 5 月 2 日に、別添のとおり 3 省連名の文書が示されたところである。

この考え方を踏まえて、福島県内で災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合の措置については、当面の間、下記のとおりとすることとしたので、各労働局において、関係事業場に対する指導等に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 福島県浜通り及び中通り地方のうち、避難区域（福島第一原発から 20km 以内の区域）及び計画的避難区域を除く地域において、放射性物質を含む可能性のあるがれき等の災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合には、平成 23 年 4 月 22 日付け基安発第 0422 第 1 号「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」によるほか、特に、別紙に示す対策を講じること。
- 2 避難区域及び計画的避難区域については、立ち入りを禁止又は立ち入りしないよう要請された区域であり、災害廃棄物を取り扱う業務は行われないうこと。

(別紙)

福島県浜通り及び中通り地方のうち、避難区域（福島第一原発から20km以内の区域）及び計画的避難区域を除く地域において、災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合の措置

- 1 事業者は、粉じんの吸入摂取を防止するため、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具を備え、これらを当該作業に従事する労働者に使用させること。
労働者は、当該作業に従事する間、当該保護具を使用すること。
- 2 事業者は、粉じんの吸入や経口摂取を防止するため、当該作業場所で労働者に喫煙、又は飲食させないこと。
また、作業に際しては、長袖、長ズボン、手袋等皮膚の露出を極力防ぐ服装を着用し、特に傷口等がある場合には、当該箇所を防護した上で当該作業を行わせること。
さらに、作業が終了した後は、作業着に付着した粉じんを良くはらい、手を良く洗わせること。
労働者は、当該作業場所で喫煙、又は飲食しないこと。
- 3 事業者は、当該作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、上記1及び2の確実な実施、粉じんの発生防止等安全衛生に留意した作業の方法等についての教育を実施すること。

(別添は略)

基安発0511第3号
平成23年5月11日

福島県知事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故に関し、福島県内の災害廃棄物の取扱いについて、平成23年5月2日に、別添1のとおり3省連名の文書が示されたことを踏まえて、福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について、別添2のとおり、平成23年5月11日付け基安発0511第1号「福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について」を、都道府県労働局長あて発出したところです。

つきましては、同通知に示す福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について、貴下の自治体に対し周知を図られたくお願いいたします。

?

福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて

平成 23 年 5 月 2 日
厚生労働省
経済産業省
環境省

福島県内の災害廃棄物の取扱いについては、当面、次の方針で進めることとする。

(1) 避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物については、当面の間、移動及び処分は行わない。

(2) 避難区域及び計画的避難区域以外の地域のうち、浜通り及び中通り地方にある災害廃棄物については、当面の間、仮置き場に集積しておき、処分は行わない。

処分については、災害廃棄物の汚染状況についての現地調査結果を踏まえ検討する。

(3) その他の地域にある災害廃棄物については、従前通り計画的に処分を行う。

「災害廃棄物」とは、津波又は地震により発生し、屋外に放置された廃棄物をいう。

(2) の災害廃棄物を取り扱う作業者については、粉じん等の吸入を防止するための措置等を講じる。

災害廃棄物の集積に当たっては、環境省等が仮置き場周辺における環境モニタリングを行い、立入制限や飛散防止等周辺への影響を可能な限り低減させる対策を講じる。

別添2

基安発0511第1号
平成23年5月11日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について

東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故に関し、福島県内の災害廃棄物の取扱いについて、平成23年5月2日に、別添のとおり3省連名の文書が示されたところである。

この考え方を踏まえて、福島県内で災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合の措置については、当面の間、下記のとおりとすることとしたので、各労働局において、関係事業場に対する指導等に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 福島県浜通り及び中通り地方のうち、避難区域（福島第一原発から20km以内の区域）及び計画的避難区域を除く地域において、放射性物質を含む可能性のあるがれき等の災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合には、平成23年4月22日付け基安発第0422第1号「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」によるほか、特に、別紙に示す対策を講じること。
- 2 避難区域及び計画的避難区域については、立ち入りを禁止又は立ち入りしないよう要請された区域であり、災害廃棄物を取り扱う業務は行われないこと。

(別紙)

福島県浜通り及び中通り地方のうち、避難区域（福島第一原発から20km以内の区域）及び計画的避難区域を除く地域において、災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合の措置

- 1 事業者は、粉じんの吸入摂取を防止するため、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具を備え、これらを当該作業に従事する労働者に使用させること。
労働者は、当該作業に従事する間、当該保護具を使用すること。
- 2 事業者は、粉じんの吸入や経口摂取を防止するため、当該作業場所で労働者に喫煙、又は飲食させないこと。
また、作業に際しては、長袖、長ズボン、手袋等皮膚の露出を極力防ぐ服装を着用し、特に傷口等がある場合には、当該箇所を防護した上で当該作業を行わせること。
さらに、作業が終了した後は、作業着に付着した粉じんを良くはらい、手を良く洗わせること。
労働者は、当該作業場所で喫煙、又は飲食しないこと。
- 3 事業者は、当該作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、上記1及び2の確実な実施、粉じんの発生防止等安全衛生に留意した作業の方法等についての教育を実施すること。

(別添は略)